



- ・本業務の実績
- ・本業務の実施を通して明らかとなった課題
- ・今後の展開に対する提案

(ウ) 業務の実施にあたっては伊勢志摩国立公園協会及び同協会の委託業者と十分な協議・調整を行うこと。

**3 契約上限額** 2, 554, 200円 (消費税及び地方消費税を含む)

#### 4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

##### (1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する資格及び能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

##### (2) 最優秀提案者資格

- ・三重県、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- ・三重県、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

##### (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

#### 5 契約条件

- |              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 委託業務名    | 全国エコツアーリズム大会におけるレセプション等業務委託 |
| (2) 委託期間     | 契約の日から平成29年1月31日(火)まで       |
| (3) 成果品      | 実施報告書(様式は任意)                |
| (4) 成果品の提出期限 | 平成29年1月31日(火)               |

#### 6 企画提案コンペの実施方法

伊勢志摩国立公園協会は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「全国エコツアーリズム大会におけるレセプション等業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は別紙「全国エコツアーリズム大会におけるレセプション等業務委託企画提案コンペ選定基準」のとおりとする。

- ・企画提案資料の提出期限は、平成28年4月26日(火)12時まで(提出先:伊勢志摩国立公園協会)とする。メール不可。郵送の場合は必着のこと。
- ・提出された企画提案書の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーション又はヒアリングを実施する場合がある。(鳥羽市鳥羽1丁目2383-22伊勢志摩国立公園協会会議室)
- ・プレゼンテーションを実施する場合の時間割等については、提案書を提出したすべての者に平成28年4月27日(水)16時までに電話又はFAXにて連絡する。
- ・上記の方法により選定委員会にて最優秀提案者を決定し、その者と委託契約を締結する。

- ・随意契約は、見積書の提出により行う。

## 7 提出を求める企画提案資料の内容

### (1) 企画提案書

#### 1) 様式、部数

様式は自由【A4版両面3枚以内（但し、表紙は除く。）】

※電子メールによる提出不可、郵送により7部提出すること

#### 2) 内容

(イ) 企画提案書 7部提出

(ロ) 費用内訳書（「消費税込み」か「外税」かを表記のこと） 7部提出

(ハ) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式） 1部提出

(ニ) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し 1部提出

## 8 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、必ず文書により行うものとする。

(1) FAX又はEメールで受け付ける。質問書の送信後、電話にて確認するものとする。

(2) 提出期限 平成28年4月21日（木） 17:00まで

提出先 伊勢志摩国立公園協会

(3) 提出された質問については、平成28年4月22日（金）17:00までにホームページに掲載する。

## 9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し

(3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

## 10 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、伊勢志摩国立公園協会において示します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとし、

(4) 契約は、伊勢志摩国立公園協会において行います。

## 11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 12 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

## 13 見積及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

## 15 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、伊勢志摩国立公園協会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・ 成果物の著作権は伊勢志摩国立公園協会に帰属するものとします。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、伊勢志摩国立公園協会の検査後に支払うものとします。
- ・ 個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うこと。

## 16 連絡先

〒517-0011

三重県鳥羽市鳥羽1丁目2383-22

一般財団法人 伊勢志摩国立公園協会

Tel : 0599-25-2358 FAX : 0599-25-2358 E-mail : [ise-shima@ise-shima.or.jp](mailto:ise-shima@ise-shima.or.jp)

担当 : 滋野、森田